

平成 26 年度企画競争型認定に係る受理期間等について

1 平成 26 年度における実施時期等

高齢・障害者雇用支援センター窓口における障害者助成金認定申請書の受理期間は、次のとおりとします。

なお、郵送による提出も受け付けますが、期間内必着とし、期間内に間に合わなかったものは、受理できずお返ししますのでご注意ください。

(1) 平成 26 年度第 1 四半期認定分

平成 26 年 3 月 3 日(月)～3 月 14 日(金)

(2) 平成 26 年度第 2 四半期認定分

平成 26 年 6 月 2 日(月)～6 月 13 日(金)

(3) 平成 26 年度第 3 四半期認定分

平成 26 年 9 月 1 日(月)～9 月 12 日(金)

(4) 平成 26 年度第 4 四半期認定分

平成 26 年 12 月 1 日(月)～12 月 12 日(金)

2 評価基準について

『「企画競争型」認定に係る評価基準』については別表のとおりです。

3 平成 27 年度以降の取扱い

平成 27 年度以降の企画競争型認定の実施等については、障害者雇用納付金収支及び障害者雇用施策等の状況を勘案し、別途お知らせします。

4 その他

助成金の申請に当たっては、各都道府県の高齢・障害者雇用支援センターにご相談ください。

別表

「企画競争型」認定に係る評価基準

- ・ 障害者作業施設設置等助成金（第1種・第2種）、障害者福祉施設設置等助成金、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

評 価 基 準		点数
ア	支給対象施設設備等は、対象障害者の障害特性に配慮したものであることが明確であるか (例:特注品、改造品等)	最大 5点
イ	対象となる施設設備等の設置整備による対象障害者の雇用にモデル性があるか(新規に5人以上の対象障害者を雇い入れる場合) ※ 雇い入れる障害者の人件費補助を受ける場合は適用しない。	最大 3点
ウ	対象障害者の雇用継続のために、障害特性に対応した特別な雇用管理上の配慮を行っているか	最大 2点
エ	東日本大震災被災地域(岩手県、宮城県、福島県)に所在する事業主からの申請の場合	1点

- ※ 認定を行う場合には、アに該当していることを原則として、各基準ごとの評価点の合計点で比較。
 社会保険未加入等、対象障害者に不利な取扱いを行っている場合や最低賃金の減額の特例許可を申請している場合は、加点が無効となることがある。
 同点の場合にはアの評価点が高いものを優先する。

- ・ 通勤用バスの購入助成金、通勤用自動車の購入助成金

評 価 基 準	
ア	支給対象車両による通勤距離の長さ(距離は最も経済的な経路により算定し、長いものほど高評価)
イ	対象障害者の障害特性に配慮した改造の有無とその内容
ウ	通勤用バスの運行により、通勤を容易とすることができる対象障害者の人数

- ※ 通勤用バスの購入助成金の場合 … ア～ウの基準ごとにそれぞれ順位付けを行い、その平均順位により判断
 通勤用自動車の購入助成金の場合 … ア及びイの基準ごとにそれぞれ順位付けを行い、その平均順位により判断

- ・ 重度障害者等用住宅の新築等助成金

評 価 基 準	
ア	事業所と支給対象住宅間の通勤距離の長さ(距離は最も経済的な経路により算定し、短いものほど高評価)
イ	対象障害者の障害に配慮するための改造の有無とその内容

- ※ ア及びイの基準ごとにそれぞれ順位付けを行い、その平均順位により判断